

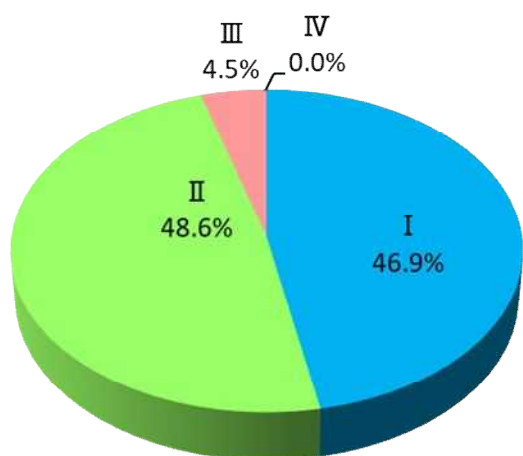
**兵庫県太子町**  
**道路橋定期点検結果（概要版）**  
**（道路橋ごとの健全性の診断結果資料）**

**令和元年9月**  
**太子町経済建設部まちづくり課**



# 1. 点検結果の状況

○太子町が管理する橋梁177橋のうち、令和元年度までに実施した全橋梁の定期点検の結果は下記のとおりです。



＜点検結果の損傷状況＞  
区分 I : 健全  
⇒約47%  
区分 II : 予防保全段階  
⇒約49%  
区分 III : 早期措置段階  
⇒約4%  
区分 IV : 緊急措置段階  
⇒ 0%

＜点検結果の概要＞  
・ 鋼橋では、診断判定区分がⅢの橋梁は3橋でした。  
・ 鋼橋の主な損傷内容としては、経年的な腐食が生じていました。  
・ コンクリート橋では、RC橋が5橋でした。  
・ コンクリート橋の主な損傷内容としては、剥離・鉄筋露出が生じていました。  
・ 長寿命化修繕計画に基づき、補修及び架替えを実施します。

## 損傷の事例



主桁に腐食が見られます



床版に剥離・鉄筋露出が見られます



下部工にひびわれが見られます



支承に腐食が見られます

## 2. 健全性の診断区分の考え方

### ○健全性の判定の単位

道路橋は、機能や役割の異なる多くの部材が複雑に組み合わせられた構造体であることから、必要な機能や安全性、耐久性を維持するために、下記の部材単位で判定しています。

### **主桁・横桁・床版・下部構造・支承・その他**

### ○道路橋ごとの健全性の診断

道路橋ごとの健全性の診断は、上記の部材単位での判定をもとに、構造特性・環境条件・重要性等考慮し、専門家の意見等も踏まえ、総合的に判断を行っています。

### **定期点検結果 → 部材単位の健全性 → 道路橋ごとの健全性**

### ○健全性の判定区分

道路橋の健全性の診断は、下記の判定区分により行っています。

損傷 小 ↑ ↓ 損傷 大	区 分	状 態
	I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
	II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
	III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
	IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

## 3. 健全性の判定区分と対策

○健全性の診断により、適切な対策を行います。

### 【健全性の判定区分と対策】

区 分	対 策 方 針	対 策 例
I 健全	損傷は生じていない状態のため、特に対策は実施しません。	
II 予防保全段階	軽微な損傷がある状態のため、長寿命化修繕計画に基づき、予防保全の観点から対策を行い、コストの縮減を図ります。	・防水層の設置 ・再塗装 等
III 早期措置段階	今後、構造物の機能や安全性に影響することが考えられる損傷がある状態のため、早期に対策を行い、機能と安全性を確保します。	・あて板補強 ・断面補修 等
IV 緊急措置段階	既に、構造物の機能や安全性に影響する損傷が生じている状態のため、緊急に対策を講じて、機能と安全を回復します。	・床版打替え ・架替え 等

※対策はあくまで目安であり、対策を実施する時期や内容については、各橋梁の重要度や構造等を考慮し、適切な時期と対策を長寿命化修繕計画において検討します。

## 4. 担当部署

○兵庫県 太子町 経済建設部 まちづくり課

TEL : 079-277-5992